

【調査対象国・地域 比較表】

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
1 当局								
	・連邦取引委員会（Federal Trade Commission：FTC）消費者保護局 ・消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau：CFPB）	・カリフォルニア州司法長官事務所（California Attorney General's Office：OAG）消費者保護部（Consumer Protection Section） ・カリフォルニア州消費者問題局（California Department of Consumer Affairs：DCA） ・カリフォルニア州金融保護・革新局（Department of Financial Protection and Innovation：DFPI） ・公共事業委員会（California Public Utilities Commission：CPUC） ・保険局（Department of Insurance）	・連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省（Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz, nukleare Sicherheit und Verbraucherschutz：BMUV） ・連邦司法庁（Bundesministerium der Justiz：BMJ） ・連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur：BNetzA） ・連邦カルテル庁（Bundeskartellamt：BKartA） ・連邦データ保護機関（Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit：BfDI） ・連邦警察（Bundespolizei） ・ドイツ税関（Zoll） ・連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht：BaFin）	・競争・市場庁（Competition & Markets Authority：CMA） ・上記の他、取引基準局、全国取引基準局等も消費者保護と関連あり	・豪州競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission：ACCC） ・豪州エネルギー規制局（Australian Energy Regulator：AER） ・豪州証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission：ASIC）	- 貿易産業省、公正取引グループ及び消費者保護・擁護局： ・貿易産業省（Department of Trade and Industry：DTI）のうち公正取引グループ（Fair Trade Group：FTG）が消費者を保護する法律の施行等を担当し ・FTGのうち消費者保護・擁護局（Consumer Protection and Advocacy Bureau：CPAB）が政策決定機関として機能し、貿易及び消費者保護法の推進と啓発を担当	欧州委員会司法・消費者総局（Directorate-General for Justice and Consumers：DG JUST）	ASEAN 消費者保護委員会（ASEAN Committee on Consumer Protection：ACCP）

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
2 ハードロー								
(1) 概要	・連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）：同法 5 条では、不公正又は欺瞞の商取引の行為や慣行を違法としている。 ・安全ウェブ法（U.S. Safe Web Act）：連邦取引委員会法を改正したもの。スパム、スパイウェア、インターネット詐欺などの海外からのネット不正取引を効果的且つタイムリーに防止する。 ・消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act） ・信用慣行規則（Credit Practices Rule） ・テレマーケティング及び消費者詐欺・濫用防止法（Telemarketing and Consumer Fraud and Abuse Prevention Act） ・ドッドフランク・ウォールストリート改革・消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act） ・INFORM 消費者法（INFORM (Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces） Consumers Act）：インターネット取引の透明性を向	・消費者法律救済法（Consumers Legal Remedies Act：CLRA）：消費者に対する 16 種類の禁止行為を規定し、商品の原産地や認証に関する虚偽表示、商品の品質や等級に関する虚偽表示、事前に意図していた価格から値下げしたと虚偽表示をするペイト・アンド・スイッチ等の行為を禁止する。被害者は差止請求、損害賠償請求、そして一定の条件下では懲罰的損害賠償を求めることが可能。 ・不公正競争防止法（Unfair Competition Law：UCL）：事業者による「不公正」「不法」「詐欺的」な事業行為を幅広く禁止する。救済措置としては、主に差止命令と不当利得の返還が認められる。 ・虚偽広告法（False Advertising Law：FAL）：消費者を誤導するような方法で商品やサービスについて虚偽又は誤解を招く表示を禁止する。意図的に虚偽・誤解を招く広告を行った場合、民事・刑事両方の責任が生じ得る。 ・カリフォルニア消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act：	国内法（連邦法）、EU 法の双方で消費者の権利保障枠組みを構築。 ・民法（Bürgerliches Gesetzbuch：BGB）：消費者取引を含む全ての民事契約関係を規定する。 ・消費者権利保護法（Verbraucherrecht durchsetzungsgesetz：VDuG）：EU の代表訴訟指令（Durchführungsverordnung (EU) 2020/1828）を国内法化した法令で、適格団体が損害賠償請求等の措置を求める訴訟手続を導入。 ・不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb：UWG）：不公正な商業行為から消費者や市場参加者を保護するための包括的な法。 ・電力及びガス供給に関する法律（Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung：EnWG） ・EU デジタルサービス法パッケージ（「デジタルサービス規則（Digital Services Act）」及び「デジタル市場規則（Digital Markets Act）」）の国内適用。 ・消費者保護協力規則の施行法（Verbraucherschutzgesetz	・2008 年不公正取引からの消費者保護規則（Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008）：複数存在していた消費者関連法を統合し、イギリスにおける消費者法制度を EU の制度と調和させるため、EU 指令「不公正取引方法指令（EU Unfair Commercial Practices Directive：UCPD）」を国内法化したもの。 ・2015 年消費者権利法（Consumer Rights Act 2015）：それまでの消費者の権利を保護するための法律を統合し、消費者契約の統一基準を定めるもの。 ・デジタル市場、競争及び消費者法（Digital Markets, Competition and Consumers Act：DMCCA）：2024 年 5 月成立、2024 年 9 月施行。 CMA に対し、SMS（strategic market status）事業者（実質的かつ確立された市場支配力及び戦略的な重要性を有する事業者）が、その地位を乱用して競争相手や消費者に不利益を与えることを防ぐための手段を与える。2025 年 4 月 6 日に施行される改	・豪州消費者法（Australian Consumer Law：ACL）：豪州の全州・準州と豪州の全事業者に適用される、統一的な消費者法。 ・2001 年豪州証券取引委員会法（Australian Securities and Investments Commission Act 2001：ASIC 法）：金融商品とサービス市場に関する消費者保護を実施する、金融版 ACL。 ・業界行動規範 －規定された義務的規範（Prescribed mandatory codes） －規定された自発的規範（Prescribed voluntary codes） ・ACL、ASIC 法以外にも、1996 年空港法、1989 年郵便事業法、1992 年無線通信法、1997 年電気通信法、2007 年水道法等の消費者関連法あり	・フィリピン消費者法（The Consumer Act of the Philippines）：詐欺的、不当、不当な販売、慣行、方法から消費者を保護し、一般的な福祉を促進することを目的とし、消費者の権利や事業者の遵守事項を規定する主要な法律。 ・金融商品・サービス消費者保護法（Financial Products and Services Consumer Protection Act）：金融商品・サービスの消費者の権利を保護するための包括的措置を定める。 ・インターネット取引法（Internet Transactions Act）：電子商取引における消費者と事業者の保護を目的とし、特にデジタルプラットフォームを含む事業者に対し、規制や救済措置等を定める。 ・上記の他、フィリピンレモン法、短絡的変更禁止法、ギフト・チェック法、電子商取引法等の消費者関連法あり	・消費者保護法の施行の改善及びその現代化に関する欧州指令（現代化指令、Directive (EU) 2019/2161） ・物品販売指令（Directive (EU) 2019/771） ・パッケージ旅行とタイムシェア契約に関する欧州指令（Directive (EU) 2015/2302、Directive 2008/122/EC） ・代表訴訟指令（Directive (EU) 2020/1828） ・消費者保護のための協力に関する規則（Regulation (EU) 2017/2394） ・欧州議会及び欧州理事会指令（EU）2024/825 号（Directive (EU) 2024/825）（関連する「グリーンクレーム指令（環境クレーム指令）」も審議中） ※これらのベースとなる消費者政策の包括的な方針（新しい消費者アジェンダ（New Consumer Agenda）策定（2020 年）及びデジタル分野の適合性チェック（Digital Fairness Fitness Check）が実施（2022 年）されている。	（ASEAN にはハードローに該当する、加盟国への法的拘束力を持つ法制度は存在しないため）該当なし

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(1) 概要	上し、盗難品や偽造品、安全性に欠けた商品のオンライン販売を防止する。 ・テレマーケティング販売規則（Telemarketing Sales Rule）	CCPA）及び改正法であるカリフォルニアプライバシ―権法（California Privacy Rights Act：CPRA） ・自動車販売金融法（Automobile Sales Finance Act） ・信用報告機関法（Consumer Credit Reporting Agencies Act） ・債権回収法（Rosenthal Fair Debt Collection Practices Act） ・自動更新法（Automatic Renewal Law） ・AB5 法（Assembly Bill 5） ・プロポジション 22（Proposition 22）等	z：EU-VSchDG）：EU の「消費者保護法の施行に責任を負う各国当局間の協力に関する欧州議会及び理事会の規則（EU）2017/2394」を国内適用したもの。	正法により、CMA は、深刻な法令違反については全世界での売上高の 10%までの制裁金を事業者に対して直接課することができるようになる。 ・デジタル市場競争制度（digital markets competition regime）				
(2) 最新の動向	<米国イノベーション・選択オンライン法案（American Innovation and Choice Online Act：AICOA）> ・2021 年 6 月に下院へ提出 ・巨大 IT 企業の自社サービス優遇を制限する内容 ・下院・上院司法委員会で可決されたが、その後進展なし。 <オープンアプリ市場法案（Open App Markets Act）> ・2021 年 8 月に下院へ提出 ・アップルやグーグルに第三者アプリストアの許可を	—	・EU のデジタルコンテンツ指令（2019/770）の国内法化（民法改正） ・EU のデジタルサービス法パッケージの国内適用（ドイツ・デジタルサービス法（Digitale-Dienste-Gesetz）施行） ・EU の一般データ保護規則（GDPR）の適用に合わせ、個人データ保護規定の強化（連邦データ保護法（BDSG）他の改正） ・EU の代表訴訟指令を受け、消費者集団訴訟手続の導入（消費者権利保護法（VDuG）の施行）	インターネットとデジタル技術の発展に対する消費者保護の最新の取組事例： 2024 年 4 月、2022 年製品安全及び通信インフラ法（Product Security and Telecommunications Infrastructure Act 2022：PSTI）と 2023 年製品安全及び電気通信インフラ（関連接続可能製品のセキュリティ要件）規則（Product Security and Telecommunications Infrastructure（Security Requirements for Relevant Connectable Products）Regulations 2023）が発行	・2023 年 11 月に ACL 及び ASIC 法の改正が行われ、不公正な契約条項が違法とされた。 ・ACL の最高の制裁金が増額されるなど規制強化の傾向にある。	・過去 5 年以内に制定された消費者に関連する法律として、インターネット取引法、金融商品・サービス消費者保護法がある ・2025 年 2 月 5 日、デジタル時代に即した消費者保護のため、消費者法の修正案「フィリピン消費者法強化案」（Enhanced Consumer Act Of The Philippines）が上院議会に提出された（同年 3 月 5 日時点で審理中） ・2022 年 4 月にはフィリピン消費者法第 3 編第 2 章が改正され、ティンバンガン・ング・バヤン・センター（タガログ語。	・新しい消費者アジェンダ（New Consumer Agenda）の策定（2020 年）及びデジタル分野の適合性チェック（Digital Fairness Fitness Check）の実施（2022 年） ・欧州議会及び欧州理事会指令（Directive（EU）2024/825）（関連する「グリーンクレーム指令（環境クレーム指令）」も審議中）	—

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(2) 最新の動向	義務付け ・自社決済システムの強制使用を禁止 ・上院司法委員会で可決されたが、その後進展なし。 <第 119 期連邦議会と新政権> ・2025 年 1 月 3 日に共和党優勢の議会が発足 ・1 月 20 日にトランプ新政権が誕生 <今後注目される超党派法案> ・EWA 消費者保護法案 (Earned Wage Access Consumer Protection Act)：オンデマンドペイサービスに情報開示を義務付け ・21 世紀に向けた金融イノベーション・テクノロジー法案：デジタル資産の基準策定や消費者保護を含む。 ・両法案とも超党派の支持があり、第 119 期議会での議論活発化が予想される。		・消費者契約の撤回に関する規定の改正（民法改正） ・EU 第 2 次金融商品市場指令（MiFID II）により、金融商品における消費者リスクに関する規定の強化 ・エネルギー契約に関する消費者保護の強化（電力及びガス供給に関する法律（EnWG））			Timbangan ng Bayan Center は公共の計測所、公共のはかり場を指す）の設置等義務付け		
(3) 執行状況	※御参考（年次報告書等の統一資料は確認できておらず、以下は FTC ウェブサイトによる検索結果を記載） ・FTC の法的措置の対象 －詐欺、なりすまし、虚偽広告、プライバシー侵害などの消費者保護関連法違	・主要な法的手段 －民事：CLRA と UCL による私的訴権と集団訴訟制度 －行政：OAG、CPPA、DFPI の三機関による監督・執行	・消費者相談センターは年間約 1,000 件の訴訟手続に関与（うち 50%以上は裁判外で解決、約 20～25%のケースで法的措置）。 ・ドイツ連邦消費者センター連盟（vzbv）では消費者法関連の判決概要をウェブ	CMA の担当官から得た回答は以下のとおり。 ・執行手続に関しては、CMA58（Consumer protection enforcement guidance: CMA58 - GOV.UK）が参考になる	ACCC の年間報告書での消費者保護及び公正取引に関するデータを見ると、過去 3 年間に於いて、訴訟件数は減少しているものの制裁金は増加傾向にある。	消費者からの苦情の受理数、処理数（調停を通じて処理された数）、解決率を公開：過去 3 年間（2021-2023 年）の傾向として、2023 年は増加傾向あり	EU 消費者法の執行については各加盟国の消費者当局が担うが、消費者保護協力（Consumer Protection Cooperation：CPC）の規則に基づく措置、インターネット上の消費者法コンプ	ASEAN には加盟国への法的拘束力を持つ法制度はなく、各加盟国が独自に法制度を運用する

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(3) 執行状況	反 －企業や個人に対して提訴などの法的手段を講じている。 ・情報公開の方法 －提訴事案や罰金支払いなどの処分事案に関する告知内容を一般公開 ・消費者保護関連の情報公開件数の推移 年々増加傾向にある。 ・2022 年：60 件 ・2023 年：74 件 ・2024 年：93 件	－刑事：悪質ケースに限定した地方検事による訴追 ・実効性を高める特徴 －複数法令の併用による多角的アプローチ －公的執行と私的執行の補完関係	サイトで公表（2024 年は 72 件）。	（ただし、同文書は改正中）。 ・CMA の執行状況は 2016 年までしかウェブページに掲載されていない（消費者被害に関する事件があまり裁判に持ち込まれていないため。）。 そのほかに、英国広告基準局（Advertising Standards Authority：ASA）は、広告の違反状況を公開しており、過去 3 年の傾向として、違反と判断された割合は増加の傾向、違反なしと判断された割合は減少の傾向			ライアンスチェックを実施し結果を報告書等で公開	
3 ソフトロー								
(1) 当局が策定したソフトロー	・欺瞞に関する政策声明書：連邦取引委員会（FTC）法で規定された「欺瞞（Deceptive）」の定義を明確にした。 ・連邦取引委員会（FTC）法第 5 条とバイオメトリック情報の取扱いに関する FTC の政策声明書：バイオメトリック情報の収集や使用は、連邦取引委員会（FTC）法第 5 条の適用対象となるという方針を示した。	＜カリフォルニア州司法長官事務所（California Attorney General’s Office：OAG）が策定したソフトロー＞ ・カリフォルニア消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act：CCPA）執行事例集：企業が CCPA に違反した具体的な事例と是正措置を示すことで、法律の解釈と執行の方向性を示す。 ・カリフォルニア州消費者プライバシーに関する FAQ：CCPA の解釈を明確にするために公開されており、法的拘束力はないが、	主要なソフトロー（法律の適用を簡素化することを目指すとし、法的拘束力はないもの） ・域内市場における不公正な企業対消費者の商慣行に関する欧州議会及び理事会指令 2005/29/EC の解釈及び適用に関するガイドライン（官報 EU C 526/01） ・消費者に提供される製品の価格表示における消費者保護に関する欧州議会及び理事会指令 98/6/EC 第 6a 条の解釈及び適用に関するガイドライン（官報 EU C 526/02）	CMA とその前身である公正取引庁（Office of Fair Trading：OFT）が作成したガイドラインは多くあるが、手続に関するガイダンスとして、消費者保護の執行に関するガイダンス（Consumer protection enforcement guidance: CMA58 - GOV.UK）がある（改正中）。 このほかのガイダンス等として ・デジタル市場競争制度ガイダンス（Digital markets competition regime guidance） ・2008 年不公正取引方法が	ACCC が ACL に関して発行する各種ガイドライン ・不公正な取引条項：事業者及び法律家向けガイドライン（Unfair contract terms - A GUIDE FOR BUSINESSES AND LEGAL PRACTITIONERS） ・消費者保証：事業者及び法律家向けガイドライン（Consumer guarantees - A GUIDE FOR BUSINESSES AND LEGAL PRACTITIONERS） ・不公正商取引の回避：事業者及び法律家向けガイドライン（Avoiding unfair business practices - A GUIDE FOR	・行政命令 －消費者向け製品及びサービス購入に関する支払いオプションのガイドライン（Guidelines for Payments Options on the Purchase of Consumer Products and Services） －消費者団体の認定に関する改訂ガイドライン（Revised Guidelines on the Recognition of Consumer Organizations） －オンライン販売業者・消費者に適用される法律・規制の再確認するオンライン販売業者向けガイドライン（Guidelines for Online	・消費者保護協力（CPC）ネットワーク報告書（消費者の利益に影響を与える可能性のある市場動向に関する報告書、2 年ごとに発表） ・欧州委員会による消費者法コンプライアンスチェック「スウィープ」 ・行政が関与する各種認証制度（EU エコラベル、有機認証等）	・ASEAN 消費者保護に関するハイレベル原則（ASEAN High-Level Principles on Consumer Protection：AHLPCP）：消費者保護を強化する取組を支援することを目的とし、ASEAN 加盟国に対し、消費者保護法の執行、消費者が権利行使のために備える知識やスキル、消費者の保護、裁判外紛争解決を含む救済手段のアクセス、ステークホルダーとの協力関係の構築等、消費者保護のための広範な枠組みの方向性を示している。

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(1) 当局が策定したソフトウェア		企業が CCPA 遵守の参考にする重要な指針。 ・データセキュリティに関する推奨事項 ・OAG による環境マーケティングに関するガイド ・OAG によるプライバシー方針の作成に関するガイド ＜そのほかの行政機関が策定したソフトウェア＞ ・アクセシビリティ・ウェブ基準	その他のソフトウェア ・企業の社会的責任報告基準：連邦労働社会省（BMAS）が示すこの基準では、自社の製品やサービスと持続可能性との関係で、顧客への情報提供や消費者保護への取組についての報告も含まれるべきとする。 ・環境ラベル「ブルーエンジェル」 ・家電製品のエネルギー効率ラベル ・食品の原産地表示ラベル ・繊維製品のエコラベル「緑のボタン」	らの消費者保護規則ガイダンス（Guidance on the Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008） ・年次計画 2024～2025 年版（Annual Plan 2024-2025）	BUSINESSES AND LEGAL PRACTITIONERS）・営業行為：事業者及び法律家向けガイドライン（Sales practices - A GUIDE FOR BUSINESSES AND LEGAL PRACTITIONERS）・コンプライアンス及び執行：規制当局はどのように豪州消費者法を執行するか（Compliance and enforcement - HOW REGULATORS ENFORCE THE AUSTRALIAN CONSUMER LAW）・違反通知：ACCC による違反通知の使用に関する指針（Infringement notices - Guidelines on the use of infringement notices by the Australian Competition and Consumer Commission）・競争・消費者法に関する違反に対する ACCC の制裁措置の方針に関する指針（Guidelines on ACCC approach to penalties in competition and consumer law matters）・法的に執行可能な誓約書に関する ACCC のアプローチに関するガイドライン（Guidelines on ACCC approach to court enforceable undertakings）	Businesses Reiterating the Laws and Regulations Applicable to Online Businesses and Consumers） －フィリピンオンライン紛争解決システムの開発（Development of a Philippine Online Dispute Resolution System：PODRS ） ・DTI-Bagwis Program（消費者の権利を守りながら、責任あるビジネスを実践する小売店を評価し、金、銀、銅の賞を与える制度） ・消費者苦情支援・解決システム（Consumer Complaints Assistance and Resolution System：CARE システム）（消費者がオンラインで苦情を申し立てるためのシステム） ・電子報告システム（eReport システム）（フィリピン政府公式アプリ内の苦情を提出できる機能）等		・消費者関連の ASEAN ガイドライン：電子商取引における消費者保護の基本原則と一般的リスク、プラットフォーム規制、民間セクターとの共同規制や消費者教育、様々なステークホルダーや分野での調整、国際協力等について記載。 －ASEAN 電子商取引消費者保護ガイドライン（ASEAN Guidelines on Consumer Protection in E-Commerce） －ASEAN 消費者インパクトアセスメントガイドライン（ASEAN Guidelines on Consumer Impact Assessment） －ASEAN 消費者団体ガイドライン（ASEAN Guidelines on Consumer Associations） －ASEAN オンライン紛争解決ガイドライン（ASEAN Guidelines on Online Dispute Resolution (ODR)） －ASEAN 不公正な契約条件に関するガイドライン（ASEAN Guidelines on Unfair Contract Terms (UCT)） －ASEAN 消費者保護のための裁判外紛争解決（ADR）ガイドライン

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(1) 当局が策定したソフトロー								・ASEAN 消費者保護法及び規制に関するハンドブック ・持続可能な消費に関するツールキット ・ASEAN における消費者紛争解決のニーズとギャップに関する地域報告書 ・消費者保護に関するASEAN ピアレビュー
(2) 民間が策定したソフトロー	・全米消費者連盟（National Consumer League：NCL）による独自の消費者保護施策や指針 ・広告業界が設立した非営利団体 BBB National Programs による自主規制、広告事業活動の監視と執行 －自主規制団体：全米広告監視機構（NAD）による監視と評価、及び全米広告審議会（NARB）による企業（広告主）からの苦情申請対応と審査 －直販自主規制委員会（DSSRC）によるオンライン販売を対象とする自主規制や取締り －直販協会（DSA）が規定した倫理規範	・BBB Business Partner Code of Conduct ・カリフォルニア州新車ディーラー協会の経営ガイド ・TrustArc CCPA Certification Program	・民間団体による自主的な品質認証制度 －RAL 品質マーク －Fairtrade 認証 ・オンラインプラットフォームにおける評価システム －Trusted Shops －TÜV SÜD Zertifikat（S@fer Shopping） －EHI 認定 Online-Shop ・事業者団体のガイドライン（国内各商工会議所） ・消費者団体の活動（連邦消費者センター連盟（vzbv）による製品安全性や透明性の向上等に関する提案）	・BS ISO 22458：英国規格協会（British Standards Institute：BSI）が発行している英国規格（British Standards：BS）のうち、脆弱な立場にある消費者を保護するために 2022 年に策定されたもの。 ・英国広告基準局（Advertising Standards Authority：ASA）の広告基準：事業者に対し、重要な情報の省略や、不明瞭若しくは誤解を招くような方法で提示しないよう規定。	・業界行動規範（規定されていない自発的行動規範（Non-prescribed voluntary codes）） ・豪州食品及び食料品委員会（業界団体）によるウェブサイト上での関連情報の提供やトレーニングの実施	－	民間事業者の自主規制、民間が関与する認証制度等（ファッション、天然水産物等の認証制度、業界団体によるターゲティング広告透明性ガイドライン）	－

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(3) ハードローとソフトローを組み合わせた仕組み	連邦政府が法規制を執行する際、憲法上及び法規制上の制約や政治的影響を受ける場合もあることから、業界の自主規制がその補完的な役割を担う。	・プライバシー分野での二重構造：CCPA・CPRA というハードローを基盤としつつ、OAG によるガイダンス文書を提供 ・認証プログラムによる市場インセンティブの創出 ・自動車販売におけるハードローとソフトローの相互補完 ・OAG による CCPA 執行事例の公表 ・CPPA の公聴会とパブリックフォーラム、金融消費者保護協力体制	・事業者による契約締結前の情報提供義務（民法＋認証ラベル、チェックリスト） ・消費者の契約撤回権（民法＋消費者センター・連邦司法省のガイドライン（契約撤回手続フォーマット提供等）） ・不公正な営業行為・誤解を招く広告の規制（不正競争防止法＋業界団体の広告倫理規定） ・オンライン取引（デジタルサービス法＋事業者団体ガイドライン） ・データ保護（GDPR＋事業者団体ガイドライン）	・2008 年不公正取引方法からの消費者保護規則と 2008 年不公正取引方法からの消費者保護規則ガイダンス：同ガイダンスが、ハードローである 2008 年不公正取引方法からの消費者保護規則を補完する役割を担う。 ・DMCCA と DMCCA における不公正取引の規定に関するガイダンス（2025 年 2 月時点で未発行）：同ガイダンスにより、DMCCA の不公正取引の規定が実際にどのように適用されるかを示し、事業者がそれらを遵守するための支援を目的としている。	・ACL と ACCC ガイドライン ・ASIC 法と ASIC ガイドライン	＜フィリピンのハードローとフィリピンのソフトローの組み合わせ＞ ・消費者法と行政命令（ガイドライン）：ハードローである消費者法に基づき、ハードローの実施促進に関連するガイドラインを策定。 ・消費者関連法と施行規則：立法機関により法律（ハードロー）が制定され、各法律に対応する施行規則が執行を担当する指定機関によって発行される。 ・金融商品・サービス消費者保護法とフィリピン開発計画（Philippines Development Plan）2023-2028 ・金融商品・サービス消費者保護法とフィリピン中央銀行による規則 ・訴訟と苦情申立 ・消費者保護関連法と自主規制 ＜ASEAN のソフトローとフィリピンのハードロー／ソフトローの組み合わせ＞ ・ASEAN オンラインビジネス行動規範（ASEAN Online Business Code of Conduct ）とオンライン販売業者・消費者に適用される法律・規制の再確認するオンライン販売業者向けガ	欧州議会報告書ではハードロー・ソフトローを組み合わせた共同規制（Co-regulation）について「立法者が定義した目的を、認知された事業者が実施することで達成すること」とし、これが機能する条件として、提案が立法者に委ねられること、達成目的は立法者が定めること、事業者に委任する措置実施等の程度は事業者の業績に基づき立法者が決定すること等が挙げられている。	ASEAN にはハードローに該当する、加盟国への法的拘束力を持つ法制度は存在しないため、該当なし

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(3) ハードローとソフトローを組み合わせた仕組み						イドライン（Guidelines for Online Businesses Reiterating the Laws and Regulations Applicable to Online Businesses and Consumers） ・ASEAN 戦略行動計画 2025（ASEAN Strategic Action Plan on Consumer Protection 2025）とフィリピンオンライン紛争解決システム（PODRS） ・ASEAN オンライン紛争解決ガイドライン（ASEAN Guidelines on Online Dispute Resolution）と DTI 拡張紛争解決システム（Expanded Dispute Resolution System of the Department of Trade and Industry）		
4 ステークホルダー等との連携								
(1) ステークホルダーとの連携	・NAD：規制当局（主に FTC）の協働による不公正広告取締り体制 ・DSSRC：他の NPO 団体からの情報提供に基づく審査、他団体との連携による監視網の拡大、規制当局（FTC 及び OAG）への照会体制	・OAG が、消費者団体や業界からの情報提供に基づいて調査を実施	・電子商取引分野における官民協力（デジタルサービス法＋業界団体の補足的な自主規制） ・データ保護分野における協働（法遵守支援のための中小事業者向けガイド等）	CMA 内では、新しく結成された戦略チームやコミュニケーションチームが、様々なステークホルダーと連携している。新しいステークホルダー戦略では、約 50 の企業、利害関係者、消費者団体、事業者団体との連携に焦点を当てている。 このほかに、 ・ステークホルダーからの法規制に関する意見公募 ・消費者保護パートナーシップ（CPP）：CMA、ASA 等の 14 の組織により構成。	・オンブズマン制度：ACL が消費者に保証する権利をもとに、民間の仲介業者が消費者の苦情を解決する支援を行う。オンブズマンを監督する業界が資金提供を行う。	＜国内におけるステークホルダーとの連携＞ ・民間団体が協働の仕組みの担い手として関与するために DTI が行っている工夫として、DTI-Bagwis Program や Seal of Legitimacy のように、消費者保護のために優れたビジネスを実践する民間企業を認定する仕組みがある。 ・生活必需品・主要商品の製造・小売業者の非公式対話 ・デジタル商取引協会との	消費者保護協力（CPC）当局と消費者団体の連携（共同ワークショップ開催、各種情報提供サイトの運営）	－

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
(1) ステークホルダーとの連携				・ Ofcom と ASA 等の覚書 ・ 消費者保護問題に関する CMA と ASA の覚書		覚書 ・ 電子商取引推進評議会の設立 ・ リサール商業銀行との覚書（地域：ルソン島） ・ リサール商業銀行等との覚書（地域：全国） ・ 非政府組織 Laban Konsumer による政府・政策への提言、消費者への情報提供、政策・新法・既存の消費者法改正の策定への参加 <国際的なステークホルダーとの連携> DTI は、Consumers International に会員として登録している。		
(2) 国・連邦及び地方公共団体間の当局同士の連携、関係省庁との連携 ※ EU 、ASEAN は「(2) 域内の国の当局等との連携」	・ 連邦通信委員会（FCC）プライバシーとデータ保護タスクフォースと CPPA との連携（2024 年 10 月了解覚書締結） ・ FTC と OAG との協力体制（2022 年の Frontier Communications 社に対する訴訟の例）	—	・ アウトリーチ活動に関する省間連携（BMUV＋連邦住宅都市開発建築省（BMWSB）、経済的助成実施） ・ 消費者教育強化における連邦・州の連携（連邦・各州の消費者担当大臣会議における情報共有プラットフォームの構築） ・ 環境ラベル制度の運営における連邦省庁等の連携（BMUV や連邦環境庁等による環境ラベル「ブルーエンジェル」運営）	消費者保護パートナーシップ（CPP）	・ 豪州消費者法に関する覚書（Australian Consumer Law - Memorandum of Understanding）：締結機関（ACCC、ASIC、豪州の州・準州の規制機関、ニュージーランド政府機関）で協力して、消費者法の遵守状況のモニタリング、執行等を行う。 ・ 消費者上級責任者ネットワーク（Consumer Senior Officials Network：CSON） ・ デジタルプラットフォーム規制フォーラム（Digital Platform Regulators Forum：DP-REG）	DTI は、消費者保護を実行する役割を担う政府機関のネットワーク 「ConsumerNet」の再活性化に向けた取組を行っている。	・ 欧州消費者センターネットワークの活動（欧州委員会が加盟各国に欧州消費者センターネットワークを設立し、情報提供、越境消費者紛争対応等） ・ CPC ネットワークの活動（欧州委員会や EU 各加盟国の規制当局に加え、行政機関、消費者団体による違法行為への注意喚起等）	ACCP： ・ ASEAN 加盟国の代表によって構成され、各加盟国及び域内での消費者保護強化に向けた取組を展開 ・ 加盟国に向けたガイドライン等の策定 ・ ASEAN 消費者会議（ASEAN Consumer Protection Conference：ACPC）の開催 ・ 今後の目標として、ASEAN 全域にわたる ODR ネットワークの設立

	米国 		ドイツ 	英国 	オーストラリア 	フィリピン 	EU 	ASEAN 
		カリフォルニア州						
					・「No Wrong Door」アプローチでの連携			
(3) ほ か の 国・地域・ 国際機関 との連携	－	－	EU 規則や EU 指令の国内法 化により、国内法（連邦 法）と EU 法の双方で消費 者の権利保障の枠組みを構 築	・消費者保護パートナーシ ュップ（CPP） ・EU 離脱に伴う EU 法との 関係	ニュージーランドや諸外国 の規制当局との協力体制あ り	・世界貿易機関（WTO）、 アジア太平洋経済協力 （APEC）、インド太平洋経 済枠組み（IPEF）などの多 国間、地域、二国間レベル での貿易政策の策定、貿易 擁護、貿易交渉等への参加 ・国連等との共催による持 続可能な消費に関するフォー ラムの開催	－	・ドイツ政府やオーストラ リア政府の支援のもと策定 された消費者保護に関する ASEAN ガイドライン、ハン ドブック、ツールキット、 報告書等 ・ドイツ連邦経済協力開発 省支援による「ASEAN 消費 者保護プロジェクト （PROTECT）」

以上